



政策部長

公共施設マネジメント
担当部長

令和6年4月1日

令和6年度政策部の運営方針

政策部長 沢 柳 和 彦

公共施設マネジメント担当部長 細 川 啓 明

「令和6年度政策部の運営方針」を下記のとおり定める。各課（室）においては、「令和6年度市政運営の基本方針」（令和6年3月21日市長表明）及び本運営方針に則して、今年度の施策を着実に推進すること。

あわせて、市制施行60周年を契機として、様々な記念事業等を通じて本市の魅力を広く世界に発信する効果的なシティプロモーションを展開し、個性が輝くまち、選ばれるまち、市民が誇れるまちの確立を目指すこと。

記

Ⅰ 施政方針の具現化

- ・市長の市政運営の基本姿勢及び主要施策を表した「令和6年度施政方針」を今一度精読した上で、政策部が所掌する取組を具体的に組織目標に落とし込み、その達成に向けスケジュール感を持って業務を遂行すること。

2 国分寺市ビジョンの達成と次期総合ビジョンの策定

- ・今年度は「国分寺市総合ビジョン」の計画期間の最終年度である。「国分寺市ビジョン後期実行計画」に定めた、政策部が所掌する施策の目指す姿とSDGsのゴールを改めて認識し、それらの達成を図ること。
- ・「国分寺市総合ビジョン」の進捗状況、社会環境の急速な変化、現時点で予測される将来の行政需要といった様々な要因を捉えて「第2次国分寺市総合ビジョン」のあるべき姿を的確に見定め、未来につながるまちづくりの羅針盤となるようその策定に取り組むこと。

3 強固な財政基盤の確立

- ・持続可能な行政運営を実現するためには、確固たる財政の裏付けが不可欠である。「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という地方自治法の規定を改めて認識し、各種財政指標の推移を注視するとともに、統一的な基準による地方公会計の財務書類及びデータの積極的な活用を検討しながら、財政規律を堅持して強固な財政基盤を確立すること。あわせて、税外収入による財源確保の方策について、鋭意模索すること。

4 業務改革（BPR）とデジタル技術の活用の推進

- ・急速な社会環境の変化、複雑化・多様化する行政需要、やがて訪れる少子高齢化・人口減少の局面に的確に対応していくためには、業務改革（BPR）とデジタル技術の活用を推進し、市民の利便性向上と行政事務の効率化・高度化を実現させる必要がある。令和7年1月の新庁舎での業務開始に向けて、庁内各部署が能動的に業務改革（BPR）とデジタル技術の活

用の視点を持って仕事のやり方を再構築していけるよう、デジタル行政推進室及び政策経営課が牽引役となり、庁内横断的な取組を積極的に展開すること。

5 環境経営の視点による持続可能な市政運営の推進

- ・「気候危機」という地球規模の課題解決に向けて、本市は「ゼロカーボンシティ」を宣言し、市域と市役所のゼロカーボン行動計画に則して脱炭素社会の実現を目指している。この実現に向けて、環境経営の視点による事務執行の標準化を図り、市政運営に実装していくこと。

6 新庁舎建設の着実な推進

- ・災害時には市民の安全・安心を守る拠点となる新庁舎の竣工・供用開始に向け着実に取組を進捗させるとともに、その過程においては安全管理と品質の確保に十分留意すること。
- ・新庁舎での良質な市民サービスの提供と効率的な業務運営に資する付帯設備や什器備品の調達を行うこと。
- ・新庁舎は、行政サービスの新たな拠点として将来長きにわたり市民に利用される施設となる。クラウドファンディング、イベント、内覧会など市民が新庁舎建設に関わることのできる機会の創出や、建設・移転に関する情報発信を積極的に行うなど、市民の理解を深め親しまれる庁舎となるよう取組を展開すること。

7 公共施設ファシリティマネジメントの推進

- ・今後多くの公共施設において老朽化に伴う大規模改修や修繕が見込まれており、予防保全型の施設管理への転換や、「国分寺市公共施設個別施設計

画」に基づく取組の強化が急務となっている。今年度から実施する包括施設管理委託の導入効果を最大化し、公共施設の維持管理水準と安全性の向上及び長寿命化並びに施設管理業務の効率化を図るなど、市民サービスの更なる向上と長期的な視点を備えた持続可能な公共施設ファシリティマネジメントの取組を推進すること。

8 市政前進の推進力として

- ・ 庁内が横断的に連携するためのハブになるなど、政策部が果たすべき役割を強く認識し、市政前進の推進力となること。
- ・ 市政運営を効果的に推進するに当たっては、政策部の人的資源を最大限有効に活用すること。
- ・ 課（室）内はもとより部内の垣根を低くして、様々な場面で相互に協力・補完する体制を構築すること。
- ・ 昨年度施行された新たな個人情報保護制度が適切に運用されるよう、教育研修等を通じて庁内各部署にその周知徹底を図ること。
- ・ 行政事務の円滑かつ安定的な執行を確保するため、政策法務と予防法務の視点を持って庁内各部署を支援すること。

9 日々の業務に取り組むに当たって

- ・ 自分が行っている仕事の目的は何か、その仕事によってもたらされるアウトカムは何かを十分に認識し、一つ上の視点で・一歩先を見据え・市民目線に立って業務に取り組むこと。
- ・ 与えられた資源（体制、予算、時間、物、情報等）で最高の成果を引き出せるよう、創意工夫を凝らして業務に取り組むこと。

- ・物事を判断する際は、詳細を分析する視点（虫の目）、全体から捉える視点（鳥の目）、流れを読む視点（魚の目）を持って多角的に検討し、「市として、こういう理由で、このように判断することが適切である。」という合理的な理論構築を行うこと。
- ・法令、例規、財務会計、文書事務、庁内手続等の基礎基本を十分に確認・理解し、これらに則して適正に業務に取り組むこと。
- ・安易に前例踏襲に流れることなく、日々業務改善の意識を持つこと。
- ・庁内であれ庁外であれ、次の工程を担う人が仕事をしやすいよう、「後工程はお客様」という意識で業務に取り組むこと。
- ・個人情報保護と情報セキュリティ確保を徹底すること。